

諮問実施機関：滋賀県知事（土木交通部住宅課）

諮問 日：平成 28 年 7 月 21 日（諮問第 122 号）

答申 日：平成 29 年 3 月 30 日（答申第 99 号）

内 容：「弁護士との委任契約に関する文書」等の公文書一部公開決定に対する審査請求

答 申

第 1 審査会の結論

滋賀県知事（以下「実施機関」という。）は、非公開とした部分のうち、別表 1 に掲げる部分を公開すべきである。

第 2 審査請求に至る経過

1 公文書公開請求

平成 28 年 4 月 26 日、審査請求人は、滋賀県情報公開条例（平成 12 年滋賀県条例第 113 号。以下「条例」という。）第 5 条第 1 項の規定に基づき、実施機関に対して、次の公文書の公開を求める公文書公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

（請求する公文書の名称または内容）

請求 1 大津地方裁判所○第○号 ○○○○に関し、訴訟代理人としての委任契約を行った弁護士（弁護士 ○○○○、弁護士 ○○○○、弁護士 ○○○○、弁護士 ○○○○）との委任契約に関する文書およびそれに関する起案、供覧、決裁に関する文書の全て

請求 2 大津地方裁判所○第○号 ○○○○に関し、訴訟代理人としての委任契約を行った弁護士（弁護士 ○○○○、弁護士 ○○○○、弁護士 ○○○○、弁護士 ○○○○）が、県営住宅○○団地○○に関して行った現地調査、写真撮影に関して、作成、行使した報告書、写真等の全ておよびそれに関する起案、供覧、決裁に関する文書の全て

2 実施機関の決定

平成 28 年 5 月 11 日、実施機関は、本件公開請求に対して、別表 2 の「公文書の名称・内容」欄の文書を特定の上、同表「非公開部分」欄の情報について、同表「非公開理由」欄の理由により非公開とし、条例第 10 条第 1 項の規定に基づき、公文書一部公開決定（以下「本件処分」という。）を行った。

3 審査請求

平成 28 年 5 月 26 日、審査請求人は、実施機関の決定を不服として、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 2 条の規定に基づき、実施機関に対して審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張要旨

審査請求人が、審査請求書、反論書および意見陳述で述べている内容は、次のように要約される。

1 審査請求の趣旨

非公開とされた文書の公開を求める。

2 審査請求の理由

（1）請求 1 に係る公文書の非公開について

審査請求人は、実施機関が〇〇〇〇を被告として虚偽の提訴を行ったために、応訴、反訴を為すために本件公開請求を行っており、実施機関には住民に対する説明責任がある。

したがって、実施機関が故意、重大な過失に基づき職務権限を濫用して、重要部分を非公開としたことは公務員の職権濫用、詭弁、虚言として許されない。

（2）請求 2 に係る公文書の不存在について

滋賀県職員服務規程（以下「服務規程」という。）第 17 条では、「職員は、公務旅行から帰庁した場合には、すみやかに文書をもつて復命しなければならない。ただし、特殊または軽易な事件については口頭をもつてすることができる」と定められている。

本件公開請求に係る出張は、実施機関が「〇〇〇〇に対する訴訟を検討するにあたり、弁護士が県営住宅〇〇団地の状況を確認することを目的として、住宅課職員とともに平成 26 年 7 月 18 日に県営住宅〇〇団地に出向いたものを指すと考えられる」としていることから明らかなように、訴訟に関するものであるから、軽易な事件ではないことが明らかである。

したがって、公開請求を行った文書は、当然に、作成、保存されるべき重要文書であることが明らかである。

第 4 実施機関の説明要旨

実施機関が、諮問書、弁明書および口頭説明で述べている内容は、次のように要約される。

1 実施機関の決定について

実施機関が行った決定は妥当である。

2 非公開理由について

(1) 条例第6条第2号ア該当性について（請求1）

弁護士との委任契約に係る契約書、報酬見積書、法律事務所報酬規程および契約金額等は、実施機関が受ける経済的利益の大小、事件の内容や難易、報酬規程などを総合的に考慮して双方が協議の上決定されたものであり、どのような事件をいかなる報酬、契約内容で受任するかという弁護士の事業活動の方針を表したものであることから、これらを公開すれば、ノウハウや信用など弁護士の事業運営上の利益を害するおそれがある。

(2) 対象公文書の不存在について（請求2）

請求2の「現地調査」とは、〇〇〇〇に対する訴訟を検討するにあたり、平成26年7月18日に、弁護士が県営住宅〇〇団地の状況を確認することを目的として、住宅課職員とともに同団地に出向いたものを指すと考えられる。これについて、弁護士からの報告文書はなく、また住宅課職員の復命書も存在しないため非公開とした。

この「現地調査」は、弁護士が無断増築の状態を撮影し、状況の変化がないことを確認して、30分程度で終了しているものである。サービス規程では、復命について「軽易な事件については口頭をもつてすることができる」と定められており、本件出張については軽易なものとして口頭で復命を行っている。

第5 審査会の判断理由

1 基本的な考え方について

条例の基本理念は、前文、第1条および第3条等に規定されているように、県の保有する情報は県民の共有財産であり、したがって、公開が原則であって、県は県政の諸活動を県民に説明する責務を負うものであり、県民の公文書の公開を請求する権利を明らかにすることにより、県民の県政への理解、参画を一層促進し、県民と県との協働による県政の進展に寄与しようとするものである。

しかし、県の保有する情報の中には、公開することにより、個人や法人等の正当な権利、利益を侵害するものや、行政の適正な執行を妨げ、あるいは適正な意思形成に支障を生じさせ、ひいては県民全体の利益を損なうこととなるものもある。このため、条例では、県の保有する情報は公開を原則としつつ、例外的に公開しないこととする事項を第6条において個別具体的に定めている。

実施機関は、請求された情報が条例第6条の規定に該当する場合を除いて、その情報を公開しなければならないものであり、同条に該当するか否かについては、条例の基本理念から厳正に判断されるべきものである。

当審査会は、以上のことを踏まえた上で、以下のとおり判断する。

2 本件公開請求について

本件公開請求は、特定の訴訟についての弁護士との委任契約に係る文書ならびに当該訴訟の検討あたって行われた出張（以下「本件出張」という。）に係る復命書および弁護士からの報告書等の文書の公開が求められたものである。

実施機関は、別表2のとおり、請求1に対して、条例第6条第2号アを理由として対象公文書の一部を非公開とするとともに、請求2に対して、公開請求のあった文書は不存在であるとしているものであるが、審査請求人はこれらの公開を求めていることから、以下、本件処分の妥当性について検討する。

3 本件処分の妥当性について

(1) 非公開情報該当性について

ア 条例第6条第2号アについて

条例第6条第2号アは、法人等に関する情報または事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等または当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるものを非公開情報とするものである。

そして、ここでいう「おそれ」があるかどうかの判断にあたっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性を要するものと解される。

イ 非公開部分の条例第6条第2号ア該当性について（文書1、文書3および文書4）

当該文書については、平成29年3月30日付け答申第98号に係る調査審議の対象となっており、既に当審査会としての判断を行っているものである。

当審査会は、同答申において、法律事務所報酬規程は条例第6条第2号アに該当するが、委任契約書および回議書に記載された契約金額等は同号に該当しないものと判断しており、本件においても当該判断を変更する理由はない。

したがって、文書1および文書3は条例第6条第2号アに該当しないが、文書4は同号アに該当するものであると認められる。

(2) 対象公文書の不存在について（請求2）

審査請求人は、本件出張は、県営住宅関係訴訟に関して行われたものであることから、服務規程の規定により復命書が作成されなければならないものであると主張している。

確かに、本件出張は、実施機関が訴訟の提起を検討するにあたって行ったものとされること、また、出張時の確認内容が訴訟の争点となり得るものであったことを考慮すれば、本件出張を軽易なものであると判断し、何ら記録等を作成していないとする実施機関の対応に全く疑問がないとは言えない。

しかしながら、実施機関においては、本件出張に係る復命書は作成しておらず、また、報告書等の受領もしていないとのことであって、こうした実施機関の主張が不自然、不合理であるとまでは認められない。また、実施機関の当該主張を覆すに足る証拠も見当たらないところである。

したがって、請求2に対し、対象公文書が不存在であるとした実施機関の決定は妥当であると認められる。

4 結論

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の経過

当審査会は、本件審査請求について、次のとおり調査審議を行った。

年 月 日	審 査 の 内 容
平成28年7月21日	・実施機関から諮問を受けた。
平成28年10月3日	・実施機関から審査請求人の反論書の提出を受けた。
平成28年10月17日 (第250回審査会)	・審査会事務局から事案の説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成28年12月19日 (第252回審査会)	・実施機関から公文書一部公開決定について口頭説明を受けた。 ・事案の審議を行った。
平成29年1月11日 (第253回審査会)	・審査請求人から意見を聴取した。 ・事案の審議を行った。
平成29年2月16日 (第254回審査会)	・事案の審議を行った。
平成29年3月15日 (第255回審査会)	・答申案の審議を行った。

別表 1

番号	頁	公文書の名称・内容	公開すべき部分
文書 1	1～4	回議書（訴訟代理委任契約の締結について）	全部
文書 3	6～7	委任契約書	全部

※頁数は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁のものである。

別表 2

請求	番号	頁	公文書の名称・内容	非公開部分	非公開理由
請求 1	文書 1	1～4	回議書（訴訟代理委任契約の締結について）	支出負担行為額、残額、伺い文の一部	2号
	文書 2	5	委任状	—	—
	文書 3	6～7	委任契約書	全部	2号
	文書 4	8～30	法律事務所報酬規程	全部	2号
請求 2	—	—	—	全部	不存在

※頁数は、審議用に提出された対象公文書写しの通し頁のものである。

※「非公開理由」欄：2号 = 条例第6条第2号該当